

犯罪収益移転防止法共管省庁担当官 殿

事 務 連 絡
平成 2 4 年 6 月 2 1 日
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官
総務省自治行政局住民制度課
法務省入国管理局入国在留課

入管法等改正法及び改正住基法の施行に伴う日本に在留する外国人の本人確認
を行う際の留意事項について

平成24年7月9日に施行される「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）及び「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。）により新しい在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度が開始されることに伴い、日本に在留する外国人の本人確認書類の取扱いが従来と異なることとなります。これらの施行後に日本に在留する外国人の本人確認を行う際の留意事項は下記のとおりですので、各省庁におかれましては、適切な本人確認の徹底のため、所管する特定事業者に周知していただくようお願いいたします。

記

1 在留カード等について

入管法等改正法により、日本で在留資格をもって中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」という。）又は特別永住者は、従来外国人登録証明書に代えて、在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）を所持することとなり、これらの書類を本人確認書類として用いることができることとなります（別添1及び2参照）。

これらの書類の様式及び偽変造防止対策については、別添3を参照してください。なお、在留カード等のICチップの仕様は、運転免許証及び住民基本台帳カードに係るものとは異なりますので御留意ください。

2 住民票の写し等について

改正住基法により、日本に住所を有する中長期在留者や特別永住者等の外国人住民は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象となります（別添4参照）。

これにより、外国人住民についても、日本国籍を有する者と同様に住民票の写し又は記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付を受けることが可能となり、従来外国人登録原票の写し又は記載事項証明書（以下「外国人登録原票の写し等」という。）に代えて、住民票の写し等を本人確認書類として用いることができることとなります。

3 外国人登録証明書及び外国人登録原票の写し等の本人確認書類としての取扱いについて

- (1) 従来外国人登録証明書は、中長期在留者又は特別永住者の申請等により順次在留カード等に切り替わることとなりますが、入管法等改正法の施行後一定期間は、中長期在留者又は特別永住者の区分に応じて在留カード等とみなされ、引き続き本人確認書類として用いることができることとされています。

なお、従来外国人登録証明書が在留カード等とみなされて本人確認に用いることができるものであるか否かを判断するに当たっては、別添5を参照してください。

- (2) 従来外国人登録原票の写し等は、平成24年7月9日以降であっても、交付の日から6か月間は引き続き本人確認書類として用いることができます。

4 その他

- (1) 在留カード等、外国人登録証明書、住民票の写し等及び外国人登録原票の写し等を所持しない外国人については、旅券等その他の本人確認書類を用いて本人確認を行うこととしてください。

また、住民票の写し等又は外国人登録原票の写し等を用いる場合には、必要に応じて旅券等その他の写真付きの本人確認書類も用いるなど、適切な本人確認の実施をお願いします。

- (2) 在留カード等の氏名は、原則としてアルファベットによる表記となりますが、漢字による表記を希望した場合には、アルファベットに併せて漢字により表記をすることができます。

在留カード等に記載される外国人の漢字氏名については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）に基づき、正字で記載されることとなります（外国人住民の住民票の氏名については、在留カード等に記載される氏名が記載されることから、住民票の写し等の氏名も同様の表記となります。）。

そのため、これらの書類に記載される氏名の漢字表記が、旅券、従来外国人登録証明書及び外国人登録原票の写し等その他の本人確認書類に記載される簡体字等による氏名の表記と異なることがあります。表記上の置換を行ったものであり、氏名を変更するものではありません。また、簡体字等による氏名は、旅券や、在留カード等の交付の際に外国人登録証明書の返還を受けた場合は当該外国人登録証明書によって確認することができます（別添6参照）。

(連絡先)

- ・ 本人確認書類としての取扱い関係
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官
(03-3581-0141)
- ・ 住民票の写し等関係
総務省自治行政局外国人住民基本台帳室
(03-5253-5297)
- ・ 在留カード等、外国人登録証明書及び外国人登録原票の
写し等関係
法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室
(03-3580-4111)